

# 運 営 規 程

社会福祉法人 福井康久会

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所「レインボー二の宮」

**指定看護小規模多機能型居宅介護事業所「レインボー二の宮」**  
**運営規程**

**第一章 事業の目的及び運営方針**

**(事業の目的)**

第1条 社会福祉法人 福井康久会（以下「法人」という。）が開設する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所「レインボー二の宮（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又は事業所（サービスの拠点）に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

**(運営の方針)**

第2条

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。
- 4 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- 5 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 6 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所「レインボー二の宮」の従業者（以下「従業者」という。）は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
- 8 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。  
なお、身体的拘束等に関しては、別に「身体拘束廃止に関する指針」を定める。
- 9 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少な

い状態が続いてはならないものとする。

- 1 0 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供するものとする。
- 1 1 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

#### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 看護小規模多機能ホーム レインボー二の宮
- 二 所在地 福井市二の宮2丁目8番21号

## 第二章 従業者の職種、員数及び職務の内容

#### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第1条

- 1 事業所に勤務する従業者（併設するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者を含む。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
  - 一 管理者 1人（常勤・兼務）  
事業所の従業者の管理、指定看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
  - 二 介護職員 3人（常勤換算）以上、内1人以上は常勤とする。  
利用者の日常生活の状況等の把握に努め、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき必要な介護業務を行う。
  - 三 看護職員 2.5人（常勤換算）以上、内1人以上が常勤の保健師または看護師。  
利用者の病状、心身の状況等の把握に努め、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき必要な看護業務を行う。
  - 四 管理栄養士 または 栄養士 1人以上（兼務）  
看護小規模多機能型居宅介護計画及び栄養ケア計画に基づき利用者の病状、心身の状況等の把握に努め食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
  - 五 介護支援専門員 1人（常勤・兼務）  
利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるようにするための看護小規模多機能型居宅介護計画の作成等を行う。
  - 六 事務職員 必要数  
必要な事務を行う。
- 2 前項に規定するもののほかに必要に応じて、その他の職員を置くことができる。
- 3 従業者は、介護保険法（以下「法」という。）に定める人員に関する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び併設するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設としての指定要件を満たす範囲内で、事業所及び施設の複数の職務を兼務又は従事することができる。

### 第三章 営業日、営業時間及び利用定員等

#### (営業日及び営業時間)

第1条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 365日
- 二 営業時間 通いサービス：午前9時から午後9時まで  
宿泊サービス：午後9時から午前9時まで  
訪問サービス：24時間

#### (利用定員等)

第2条 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員は29人、通いサービスの利用定員は18人、宿泊サービスの利用定員は9人とする。

#### (定員の遵守)

第3条 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行わない。但し、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。

なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

### 第四章 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額

#### (内容及び手続きの説明及び同意)

第1条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、提供開始について文書による利用者の同意を得る。

#### (提供拒否の禁止)

第2条 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、利用申込者の居住地が第22条に規定する通常の事業の実施地以外である場合等、正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒否しない。

#### (サービス提供困難時の対応)

第3条 正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難である場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

#### (受給資格等の確認)

第4条

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に、法第 78 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に努める。

#### (要介護認定の申請に係る援助)

##### 第5条

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

#### (心身の状況等の把握)

第6条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

#### (居宅サービス事業者等との連携)

##### 第7条

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努める。
- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### (居宅サービス計画の作成)

##### 第8条

- 1 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- 2 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第 13 条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行う。

#### (利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第9条 登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

#### (看護小規模多機能型居宅介護計画)

##### 第10条

- 1 管理者は、介護支援専門員に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本として利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 4 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。
- 6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。
- 8 看護師は看護小規模多機能型居宅介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、看護小規模多機能型居宅介護計画および看護小規模多機能型居宅介護報告書に関し、定期的な主治医への提出を含めた必要な管理を行う。

#### (看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

##### 第11条 看

- 1 護職員（准看護師を除く。）は、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書（以下「サービス報告」という。）を作成する。
- 2 事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、前項のサービス報告を利用者の主治医に定期的に提出する。

#### (介護等)

##### 第12条

- 1 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- 2 利用者に対して、利用者の負担により利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従事者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と看護小規模多機能型居宅介護従事者が共同で行うよう努める。

#### (社会生活上の便宜の提供等)

##### 第13条

- 1 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努める。
- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族

が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

- 3 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

## (利用料等の受領)

### 第14条

- 1 法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「地域密着型介護サービス費用基準額」という。）の合計額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。
  - 一 食事の提供に要する費用  
利用者へ提供する食事の材料費及び調理費相当額に係る費用。  
【ご利用料金説明書の通り】
  - 二 宿泊サービスに要する費用  
利用者が宿泊するために使用する事業所又はその設備等に係る室料（建物設備等の減価償却費等）及び光熱水費相当額に係る費用。  
【ご利用料金説明書の通り】
  - 三 特別な食事の提供に要する費用  
利用者の希望に基づいて、通常の食事に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理により、事業所において特別な食事の提供に係る費用。  
【利用料金：特別な食事を提供することに要した費用の実費相当額。】
  - 四 特別な送迎サービスに要する費用  
利用者の選定により第22条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。  
【ご利用料金説明書の通り】
  - 五 特別な訪問サービスに要した交通費用  
利用者の選定により第22条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額  
【ご利用料金説明書の通り】
  - 六 理美容サービス  
利用者の希望により、美容師又は理容師の出張によるサービスを受けた場合に係る費用。  
【利用料金：各種実費相当額】
  - 七 介護用品費（おむつ代を含む。）  
利用者の希望により、紙おむつ等の介護用品を事業所が提供した場合に係る費用。  
【費用：各種実費相当額】
  - 八 レクリエーション、クラブ活動費用  
利用者の希望により、レクリエーション及びクラブ活動等に要する材料費等に係る費用。但し、全ての利用者一律に提供されるレクリエーション及びクラブ活動等に係る費用は徴

収しない。

【利用料金：材料費等の実費相当額】

#### 九 日用品費

利用者の希望により、身の回り品及び日常生活品に必要なものを事業所が提供した場合に係る費用。但し、全ての利用者一律に提供される日常生活品等に係る費用は徴収しない。

【費用：各種実費相当額】

- 4 前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行うとともに、利用者により同意を得る。

なお、介護保険法令等関係諸法令の改正及び経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由により前項各号の費用に係る利用料金を変更する場合においても、その内容及び費用を記した文書を事前に交付して説明を行うとともに、利用者により同意を得なければならない。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

#### (通常の事業の実施地域)

第16条 通常の事業の実施地域は、事業所を起点として片道10km以内程度又は送迎車両にて概ね片道30分以内程度の地域（福井市内に限る。）に居住する利用者とする。

通常実施地域：松本・宝永・春山・明新・西藤島・河合・順化・旭・日之出・森田・中藤島・啓蒙・日新・円山地区

### 第五章 サービス利用に当たっての留意事項

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

##### 第1条

- 1 利用者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するものとする。
  - 一 利用者は、従業者の指示に従ってサービス提供を受けること。
  - 二 気分が悪くなったときは、速やかに従業者に申し出ること。
  - 三 施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用すること。
  - 四 送迎は、利用者の自宅と事業所間のみにおいて行うものとする。
  - 五 サービス利用の中止、変更がある場合には、利用日の前日までに事業所に申し出ること。ただし、利用者本人の病変、急な入院等事業所への連絡ができない場合にはこの限りではない。
- 2 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
  - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。



- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

## 第六章 緊急時等における対応方法及び非常災害対策等

### (緊急時等の対応)

第1条 従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

### (非常災害対策)

#### 第2条

- 1 事業者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（以下「消防計画」という。）を立て、災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制を構築しておくこととする。
- 2 消防法第8条に規定する防火管理者を置いて、前項の消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を行うものとする。
- 3 消防計画に基づき、年2回以上の避難、消火、通報等の訓練を行う。
- 4 非常災害用設備の保守点検は、防火管理者立ち会いのもと、契約保守業者に依頼して行う。
- 5 その他必要な災害防止対策等に関しては、別に「防災マニュアル」を定める。

### (事故発生時の対応)

#### 第3条

- 1 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに福井市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所における事故の発生又はその再発を防止するため、別に「事故発生防止のための指針」を定める。

### (虐待防止に関する事項)

#### 第4条

- 1 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について業者に周知徹底を図る
  - 二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### **(身体拘束)**

##### **第5条**

- 1 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。
- 2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### **第七章 その他運営に関する重要事項**

#### **(身分を証する書類の携行)**

第1条 業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

#### **(サービスの提供の記録)**

##### **第2条**

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供日及び内容、法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。
- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

#### **(法定代理受領サービスに係る報告)**

第3条 毎月、福井市（法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出する。

#### (利用者に関する市町への通知)

第4条 指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を福井市に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

#### (勤務体制の確保等)

第5条

- 1 利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することができるよう、従業者の勤務体制を別に定める。
- 2 事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。  
但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者に対し、資質向上のために次のとおり研修の機会を確保する。
  - 一 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
  - 二 継続研修等（年一回の従業者への研修）

#### (掲 示)

第6条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

#### (秘密保持等)

第7条

- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、事業所を退職した後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

#### (広 告)

第8条 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

#### (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第9条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### (苦情処理)

第10条

- 1 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速

- かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を管理者とする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
  - 3 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、法第 23 条の規定により福井市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該福井市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して福井市が行う調査に協力するとともに、福井市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 4 事業者は、福井市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を福井市に報告する。
  - 5 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項 に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。
  - 7 苦情処理に関する具体的な対応方法等については、別に「苦情処理の実施規程」を定める。

#### （会計の区分）

第 11 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計と区分する。

#### （協力医療機関等）

第 12 条

- 1 主治の医師との連携を基本として、利用者の病状の急変等に備えるため、入院治療を必要とする利用者のための協力医療機関を次のとおり定める。
  - 一 名称 医療法人 穂仁会 大滝病院
  - 二 所在地 福井県福井市日光 1 丁目 2 番 1 号
- 2 利用者のための協力歯科医療機関は次のとおりとする。
  - 一 名称 コンドー歯科
  - 二 所在地 福井県福井市開発 4 丁目 3 0 6

#### （調査への協力等）

第 13 条 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために福井市が行う調査に協力するとともに、福井市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### （衛生管理等）

第 14 条

- 1 利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、別に「感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針」を定める。また、必要に応じて福井市保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこととする。

### (地域との連携等)

#### 第15条

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、福井市職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 3 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
- 4 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、福井市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の福井市等が実施する事業に協力するよう努める。

### (居住機能を担う併設施設等への入居)

第16条 可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が基準第63条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

### (記録の整備)

#### 第17条

- 1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - 一 看護小規模多機能型居宅介護計画
  - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 三 身体的拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 四 福井市への通知に係る記録
  - 五 苦情の内容等の記録
  - 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - 七 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録

### (業務継続計画の策定等)

#### 第18条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)**

第19条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

**(その他運営に関する重要事項)**

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

**附 則**

この規程は、令和2年4月21日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年10月1日より施行する。

この規定は、令和4年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年6月1日より施行する。